

2023年11月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

新NISA制度に係る投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので
予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、販売会社様あるいは受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての
手続きを完了いたします。

<対象ファンド>

ファンド名称	約款変更予定日
明治安田DC・TOPIXインデックスファンド	2023年12月16日
明治安田TOPIXマザーファンド	2023年12月9日

<変更内容>

- ・デリバティブ取引制限（利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定）

<変更理由>

投資家の皆様へ新NISA制度（成長投資枠）を活用した投資機会を提供するため、デリバティブ
取引の利用目的に関する要件に適合させるための約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実
質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

[投資信託約款の変更の対象となるファンド]

追加型証券投資信託

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 〈略〉</p> <p>② 株価指数先物取引を行う場合があります。</p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑦～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>約款に定めるデリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません</u></p> <p>⑦ <u>（削除）</u></p> <p>⑧ 〈略〉</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 〈略〉</p> <p>② <u>運用の効率化を図るため、</u>株価指数先物取引を行う場合があります。</p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、</u>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑦～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑦ <u>スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑧ 〈略〉</p>

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲) 第 24 条 <u>委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～⑤ 〈略〉</p>	<p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲) 第 24 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～⑤ 〈略〉</p>

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

[投資信託約款の変更の対象となるファンド]

親投資信託

明治安田TOP I Xマザーファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉</p> <p>② 株価指数先物取引を行う場合があります。</p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑦～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有</u></p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉</p> <p>② <u>運用の効率化を図るため、</u>株価指数先物取引を行う場合があります。</p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、</u>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑦～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑤ 〈略〉</p> <p>⑥ <u>有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。</u></p>

新	旧
<p><u>した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑦ <u>(削除)</u></p> <p>⑧ 〈略〉</p>	<p>⑦ <u>スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑧ 〈略〉</p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～⑤ 〈略〉</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～⑤ 〈略〉</p>